

※特に記載のないときは、相談料は無料です。

相談名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
こころの健康相談 老人性認知症・一般相談	11月2日(金) 14:45~16:30	彦根保健所 ☎22-1770	認知症の有無や程度、医療の必要性や、認知症高齢者への対応方法の指導などを行います(予約制)
ひきこもり相談	11月14日(木) 15:00~17:00		おおむね16歳以上で、対人関係を持てなかったり、社会からひきこもりがちになって悩んでいる人や、その家族の相談に、精神科医師、心理士、保健師が応じます(予約制)
アルコール相談	11月22日(木) 15:30~16:00		アルコール依存症などの問題について、本人や家族の相談に精神科医師、保健師が応じます(予約制)
行政書士無料相談会 相続手続相談	11月9日(金) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	相続に関する手続(遺言書の作成、遺産分割に関することなど)についての相談 ☎まちづくり推進室☎30-6117、FAX22-1398
若年者就労相談 若者自立塾入塾説明会	11月9日(金)・同23日(金)朝 13:00~14:30	ひこね燦ばれす ☎26-7272 FAX26-7377	キャリア・コンサルタントによる相談や適性検査を実施。働くことの喜びを体感し、自信を回復して就職を目指すことを支援する若者自立塾への入塾説明会など
女性の人権ホットライン	11月12日(月)~18日(日) 8:30~19:00 (土日曜日は10:00~17:00)	電話による相談	夫・パートナーからの暴力や、職場などでのセクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどの女性をめぐる各種の人権相談 女性の人権ホットライン(大津地方法務局内) ☎0570-070-810
行政相談	11月12日(月) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	国・県・市などに対する苦情や意見・要望に関する相談 ☎まちづくり推進室☎30-6117、FAX22-1398
登記 表示登記相談	11月16日(金) 13:00~16:00	市民相談室(市役所1階)	相続・売買登記、土地の分筆・合筆、建物登記などの相談 電話による予約制(受付は、11月7日(木)午前8:30から先着6人) ☎まちづくり推進室☎30-6117、FAX22-1398
障害者相談	11月21日(木) 13:30~15:30	障害者福祉センター	県身体障害者・知的障害者相談員による、障害のある人の自立や社会参加などに関する相談 ☎障害福祉課☎27-9981 FAX26-1767
人権相談	11月21日(木)、12月5日(木) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 ☎人権政策課☎30-6115、FAX22-1398
滋賀弁護士会 法律相談	11月22日(木) 13:00~16:00	市民相談室(市役所1階)	電話による予約制(受付は、11月14日(木)午前8:30から先着6人) 相談料：1回5,250円(相談日当日にお支払いください) ☎まちづくり推進室☎30-6117、FAX22-1398(市内在住者に限定)
男女共同参画ウィズ相談室 総合相談	毎週水・木・金曜日(祝日は除く) 13:00~16:00	男女共同参画センター「ウィズ」 (福祉保健センター前)	女性、男性を問わず、心の悩み、夫婦・家族関係、職場の人間関係(セクハラなど)、子どもに関することなど、さまざまな相談に応じます
男女共同参画ウィズ相談室 こころの悩み相談	11月26日(月) 13:00~16:00	相談専用ダイヤル ☎21-5757	臨床心理士が、心のさまざまな相談に応じます(予約制) 申込は水・木・金曜日(13:00~16:00)に、相談専用ダイヤルへ
彦根市立病院 医療相談	毎月第1・3木曜日 9:00~12:00	彦根市立病院2階 医療相談室 ☎22-6050	受診や療養など、市民の医療に関する相談に、担当の医療ソーシャルワーカーと看護師が応じます
子どもと親の悩みの 相談電話	毎週月・火曜日(祝日は除く) 14:00~17:00	☎教育研究所 ☎23-7867	悩みを抱える子どもからの相談、子育てで悩んでいる保護者や家族からの相談に応じます(電話相談)
よろず相談	毎週水・金曜日(祝日は除く) 13:00~16:00	福祉保健センター 別館2階相談室	仕事のこと、家族のこと、地域のことなど、困りごとよろず相談 彦根市社会福祉協議会☎22-2821 FAX22-2841

※特に記載のないときは無料です。

行事名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
彦根城 陶レリーフ展 ひびきあうー手ー	11月1日(木)~同25日(日)	開国記念館	内容：彦根城地域障害者生活支援センターのデイサービス利用者が製作した、彦根城をモチーフとしたレリーフを展示します。 入場料：彦根城観覧券(1,000円)が必要です。 地域障害者生活支援センター☎35-0333、FAX35-2123
子ども映画会	11月10日(出) 14:00~15:30	ふれあいの館 ☎・FAX25-4452	内容：アニメ映画「恐たま乱太郎」 対象：幼児3歳以上小学生(幼児は保護者同伴)
家族のつと 「ほっこり」	11月13日(火) 13:30~15:30	福祉保健センター 2階小会議室	内容：認知症などの家族を抱える介護者が、介護の情報交換などをする会です。気軽にご参加ください。 地域包括支援センター☎23-9632、FAX26-1768
彦根市民活動センター 情報交換会	11月15日(木) 18:00~21:00 (毎月15日開催)	ひこね市民活動センター (金亀町) ☎24-4461	内容：NPO、ボランティアなどの活動をしている人、これから活動を始めたい人などのための情報交換の場 参加費：300円と一品持ち寄り(食べ物、飲み物)
彦根朝市	11月18日(日) 7:00~8:00	いろは松駐車場	販売品：新鮮な季節の野菜、卵、漬物など 販売者：彦根朝市組合 ☎農林水産課☎30-6118、FAX24-9676
和紙折り紙教室	11月18日(日) 13:00~	自然の布館より一 (河原二丁目) ☎23-2035	テーマ：干支(えと) 講師：野村和子 材料費：1,500円 持ち物：はさみ、定規、ボンド、竹べら 定員：30人(先着順、あらかじめ電話でお申し込みください)
あなたにもできる オンリーワンのオシャレ	11月19日(月) 13:00~	自然の布館より一 (河原二丁目) ☎23-2035	内容：初めての人も安心、手持ちの着物であなたのオシャレを受講料：1,000円 講師：坂田理恵 持ち物：裁縫道具一式 定員：30人(先着順、あらかじめ電話でお申し込みください)
ひこね元気計画21 ウォーキング歩き隊	11月21日(木) 13:30~15:00	佐和山周辺 (龍潭寺前駐車場に集合)	内容：佐和山をとりまく神社仏閣を散策し、佐和山周辺の自然を満喫できるコースです。 ひこね元気計画21実行委員会事務局(☎健康管理課内) ☎24-0816、FAX24-5870
滋賀県立大学吹奏楽部 第10回定期演奏会	11月25日(日) 13:30~ (13:00開場)	ひこね市文化プラザ グランドホール	曲目：マゼランの未知なる大陸への挑戦、ブラボー・プラス! 私のお気に入り、バレエ組曲「青銅の騎士」より、ほか 同吹奏楽部(月里方)☎080-3130-9496、FAX075-451-2256
むかしばなしを聞 くつどい	11月25日(日) 14:00~	市立図書館 ☎22-0649 FAX26-0300	内容：昔話などを「語り」でします。 小学1年生以下 14:00~、小学2年生以上 14:40~ 彦根おはなしを語る会
平成19年度 彦根市戦没者追悼式	11月18日(日) 10:30~	彦根勤労福祉会館4階 大ホール (大東町)	内容：戦没者の遺徳をしのび、平和で明るい社会の建設に努力するための追悼式 彦根市遺族会(☎彦根市社会福祉協議会内)☎22-2821、FAX22-2841

市立病院の診療科を紹介します

慢性的疾患などは、患者の体質が原因である場合も多く、完全に治る病気がばかりではありません。しかし、慢性的病気で、できるだけ治るよう、また、治らない場合も、気持ち良く付き合っていくようなお手伝いをし

が、多く存在します。慢性的疾患などは、患者の体質が原因である場合も多く、完全に治る病気がばかりではありません。しかし、慢性的病気で、できるだけ治るよう、また、治らない場合も、気持ち良く付き合っていくようなお手伝いをし

皮膚は体を包む広いバリアです。また、外部から侵入する物質を認識し、反応する免疫組織でもあります。常に外部に接しているため、かぶれや、細菌などによる感染など、皮膚にはさまざまなトラブルが発生します。

身体の表面であるため、早期に発見できることが多く、生命を脅かす病気は比較的少ないですが、慢性的に痒みが続いたり、外見上のコンプレックスになったりするなど、生活の質を低下させる病気が多く存在します。

第15回 皮膚科

病院をのぞいてみよう

市立病院企画経営課
☎22-6050番
FAX26-0754番



たいと思っています。

さて、皮膚科にも緊急を要する病気があります。

代表的なものには、ひどいじん麻疹から発生する状態、顔面全体が腫れ、続いてのども腫れて、呼吸が出来なくなってしまう「クインケ浮腫」があります。また、全身にひどいじん麻疹が発生した場合に、血液が皮膚に集中し、シヨック症状に陥る「アナフィラキシーシヨック」があります。この反応は蜂(特にスズメバチ)に刺された場合に高い確率で発症します。

腫れているような場合や、全身にひどいじん麻疹が出現し、冷や汗や動悸がある場合、2回目に蜂に刺された場合はすぐに皮膚科を受診してください。

来月4月から

高齢者の新しい医療制度

「後期高齢者医療制度」が始まります

本格的な少子高齢化社会が訪れるなか、今後安定した医療制度を続けていくために、現在の老人保健制度に変わって、「後期高齢者医療制度」が始まります。

対象者

- ①75歳以上の全ての人
- ②65歳以上で一定の障害のある人

手続きは必要ありません

平成20年3月31日の時点で、対象者となるすべての人が、同4月1日から、今まで加入していた国民健康保険や社会保険から、後期高齢者医療制度に加入することになります。平成20年4月1日以降に75歳になる人は、誕生日から後期高齢者医療制度の加入者になります。

保険料の額と納付方法

保険料は、所得に応じてすべての加入者に納めていただきます。保険料の額については、県内で統一の方法で算出され、11月下旬には決定する予定です。

保険料は、原則として介護保険料と同じように、毎回年金から引き去

りされます(特別徴収)。ただし、年金の額が年間18万円未満の人や、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超える人は、彦根市から送られる納付書、または口座振替で納めていただきます(普通徴収)。

医療機関での負担は変わりません

医療機関の窓口での負担は現在と変わりません。かかった費用の1割(現役並み所得の人は3割)の負担となります。

後期高齢者医療制度の加入者には新しい保険証をお渡しします。平成20年3月31日の時点で対象者には、同3月末までにお届けします。また、4月1日以降に75歳になる人には、誕生日までにお届けします。なお、現在、国では後期高齢者の医療制度の見直しが検討されています。このため、内容については今後変更になることもあります。

問い合わせ先 ☎保険年金課☎30-6112番、FAX22-1398番
滋賀県後期高齢者医療広域連合☎077-5223013番、FAX077-5223023番、ホームページ：<http://www.shigakouiki.jp/>